

「厳選出荷の取組」の支援内容

産地等（農協、生産部会、卸売業者等）の取り決めに基づき、品質の高いものに限定して生産・出荷するなどの工夫をする農業者の取組（＝厳選出荷）を支援します。

対象品目・対象期間

- ・花き 2～5月に実施した取組
- ・茶 2～6月に実施した取組（2番茶の取組は6月から継続分のみ7月も対象）

具体的取組

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、産地等の取り決めの期間に追加や徹底して行った以下の作業が対象

茶：茶園における被覆作業（かぶせる，めくる）
1番茶摘採後の中刈り，二番茶の刈り落とし

花き：産地等の取り決めに基づく追加作業
例 芽かき・摘花・整枝，フラワーネット張りの調整等

提出書類

- 1 様式丁
- 2 様式丁内訳表
- 3 産地等の取り決め内容（出荷量・等級等、期間、作業内容を取り決めたもの）が確認できる資料（指示書、会議記録等）※花きのみ

◆よくある質問◆

Q 「産地等の取り決め」とありますが、農協や生産部会に所属していない場合には対象にはなりませんか。

A 「産地等」には、農協や生産部会のほか、卸売業者や取引相手の実需者、部会等に属さない生産者グループも含まれます。

個人経営体であっても、例えば、新型コロナの影響により出荷先から出荷量・等級の変更等の指示を受けるなどした場合に、追加や徹底して行う作業内容を定めて行った取組は支援対象となります。

※厳選出荷の取組は、高収益作物次期作支援交付金的一部分です

申請の際は、必ず、農林水産省HPで高収益作物次期作支援交付金の要件を確認ください

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html>